

近代日本の君主制研究展望

——河西秀哉氏の拙著書評に答えつつ——

伊藤 之雄

拙著『昭和天皇と立憲君主制の崩壊——陸仁・嘉仁から裕仁へ』（名古屋大学出版会、二〇〇五年）に対し、河西氏が本誌八九巻四号（二〇〇六年七月）に書評の労を取って下さった。

近年は膨大な史料が利用できるようになって、研究水準が上がったことで、ベテランの研究者も含め最近の日本史研究者の多くが、自らの専門を明治維新史とか、大正期の都市史・第二次大戦後の天皇制、等と限定しがちである。そのため、「専門」とする分野を少しずれると、議論すらできない「専門」家が少なくない。たとえば昭和の天皇制を十分に考察するには、当然、明治の天皇制への理解が必要である、といった自覚がない研究者があまりにも多くなったように思われる。

河西氏は、第二次世界大戦後の天皇制の研究に関し、いくつかの成果を挙げておられる。河西氏は、「評者は未だ自らの近代天皇制像を確立しておらず、それと対峙させた上での書評を試みる事ができなかった」と素直に認めつつも、最近研究の進展が著しい近代日本の天皇制（君主制）について、拙著の書評を機会に、

考察しようとしてされている。

河西氏は、拙著の内容を紹介され、研究史的意義を以下の三点に要約された。それは、(1)「倉富勇三郎日記」など「読解が非常に困難な未刊行の一次史料を丹念に読み解くことで、当該期の天皇をめぐる政治史を詳細に解明し、各グループの動向を立体的に再構成した」、(2)「立憲君主制」の概念を用い、天皇制と他の君主制との国際比較を行おうとした、(3)「政治の問題とイメージの問題」を一書で検討したことである。

しかし河西氏は、拙著にも疑問がないわけでないとして、四つの質問をされた。そのうち、氏が第一、第二としてあげた質問が特に重要と思われるので、主にそれに答える形で近代日本の君主制研究を展望したい。この二つは私の見るところ、近代日本の天皇の権力に特殊な「魔力」を認めるのか否かに関係すると思われる。これまでの研究者がそれぞれの言葉で表現してきた天皇の特殊な権力を、ここで便宜的に「魔力」と表す。天皇に「魔力」を認める見解は、戦後の歴史学界で井上清氏以来、増田知子氏・安田浩氏・永井和氏やビックス氏らにまで受け継がれてきた。

私は本書の元になった四本の長編論文に「倉富勇三郎日記」など未公開の史料を、公刊史料とともに厳密に読み込むことによつて、その「魔力」を否定するという、これまでの多くの近代日本の天皇制研究とは異なる新しい見解を実証的に提起した。その一例が、一九二六年一月に踐祚（事実上の即位）した昭和天皇に対し、軍人や国粹主義者等から、明治天皇に比べて頼りないという不安や不満が、田中義一内閣期までに出ていたことである（拙稿「浜口内閣と立憲君主制の動搖——昭和天皇をめぐる政治とイ

メージ』『法学論叢』一四九卷六号、一五〇卷一・二・四・六号、二〇〇一年九・一〇・十一月、二〇〇二年一・三月。

それに対し、永井氏（同『青年君主昭和天皇と元老西園寺』京都大学術出版会、二〇〇三年、一九二―一九三、二二二―二三三、三七二―三七三頁）や、安田氏（安田浩他編『座談会 日本近現代史のなかの昭和天皇』『年報日本現代史』第九号、二〇〇四年）は、その事実には全く言及されず、また事実誤認にもとづいた批判をしてこられた。

そこで拙著をまとめる際に、私の論旨をもっとわかり易くするため、四本の拙論を文字通り解体して編成しなすとともに、新たな史料を加え、大幅な加筆・訂正を行った。また拙著は、大養毅内閣までの時期を直接の対象としているので、それ以降から敗戦直後までの時期を本書の枠組みとの関連で、拙稿「昭和天皇と立憲君主制——近代日本の政治慣行と天皇の決断」（伊藤之雄・川田稔編著『二〇世紀日本の天皇と君主制』吉川弘文館、二〇〇四年）として執筆した。これらに対し、永井氏や安田氏らからの反論は、今のところない。そのため、私の見解は自明のものとして受け取られつつあると思っていたところ、河西氏から疑問を呈された。

まず河西氏の第二の疑問から検討しよう。河西氏は第二の疑問として、筆者が提起した「慣行」という概念の問題」を挙げられた。その上で、「本書にはこのように天皇の権力と権威（威信）、昭和天皇個人と権力基盤（構造としての天皇制）の問題が交錯している部分も存在する。近代天皇制を把握する時、天皇の権力と権威、天皇個人と天皇制という制度、それぞれを一度峻別して考えるこ

とで問題を整理し（もちろんそれは単純に分けられるものばかりではないが）、それぞれの重なり合う地点を解明する必要があるのではないかと評しておられる。

「天皇の権力と権威、天皇個人と天皇制という制度」を峻別するとは何を意味するのか、また本書がそれをしていない結果、どんなことが説明できていないのが、氏の書評では具体的に書かれていない。そのため河西氏の意図がはっきりしない。拙著は、法令と慣行や天皇個人の行政能力を離れた、天皇の「魔力」的な政治権力の存在を認めていない。それを前提に、法令と慣行に制約された中で、昭和天皇がなぜ権力掌握に失敗したのかを考察し、そのことを「倉富勇三郎日記」等の一次史料により論証したものである。

河西氏は「評者は絶対主義的天皇制論を主張したいのではない」と述べてはおられるが、永井氏・安田氏らと同様に、天皇としての「魔力」的な政治権力を設定しておられるようである。そのため、昭和天皇の権力基盤が弱かったという拙著の論証を認めつつも、「構造としての天皇制」にともなう「魔力」としての政治権力の存在を分析すべきであると論じられるのであろう。もし河西氏がそのようなものがあると主張されるなら、自らそれを実証するか、少なくとも具体例を挙げてコメントされるべきであったように思われる。その方が、より生産的な議論につながるのではないだろうか。

では河西氏はず、天皇として「魔力」的な権力があると誤解されたのか。氏の書評と戦後の天皇制に関する研究から推定して、二つの「事実」が考えられる。

一つ目は、河西氏が第一の疑問とされた、田中内閣総辞職をめぐる動向の読み誤りである。事実として確定していることは、(1) 田中首相が張作霖爆殺事件の真相究明を天皇に約束しておきながら、事件関係者の行政処分の方針を転換したことに対し、昭和天皇は事実上の「問責」をした、(2) それに対し、行政処分という方針を上奏した白川義則陸相の案を、天皇は裁可した、ということである。私は、(1)については、天皇は自らの政治権力の不十分さに不安を持ちつつも、二〇歳前後で征韓論政変を裁定したという明治天皇の虚像のプレッシャーと、牧野伸顕内大臣の助言のまじさから、かなり無理な政治関与を行ってしまったと評価した。しかし、権威に不安を持つ若い天皇は、陸軍をも敵に回す事態に陥ることを恐れる常識はあったので、(2)のように白川陸相の上奏は裁可した、と解釈した。

それに対し、河西氏は、天皇は自己に権威があると認識しているからこそ、前後矛盾した田中を叱責したが、白川陸相の上奏は前後矛盾せず、行政処分方針で一貫していたから認めた、と永井氏の主張を繰り返しておられる。

昭和天皇は生真面目な二八歳の若い天皇である。彼は元老西園寺公望や牧野内大臣の助言もあつて、張作霖爆殺事件の真相を少なくとも彼を含めた権力中枢では明らかにし、その上で処分を決めるべきであるという姿勢であつたことは、異論のないところであらう。その天皇が、真相を明らかにすると上奏しておきながら、それができずに天皇に真実を言わなかつた田中首相には激怒し、真相を解明するなどという下手なことは上奏せず、真実をもみ消すよう内奏・上奏した白川陸相には、前後矛盾なしとして腹を立

てなかつた、というのはいささか現実味を欠いた解釈と言わざるを得ない。天皇は真相を知っており、軍法会議で処罰することを望んでいたが、それが実現できなかったのである。天皇は当然、両者に対し憤りを覚えたであらう。

この点につき、もう少し説明を加えよう。明治天皇以来の近代天皇の政治権力の可能性を総合的に考察すると、第一に近代天皇は首相や閣僚など有力者を誰でも辞任させる権力を持つていることが明らかになる。天皇が特定の人物に拝謁を許さず、その人物に関わる上奏を一切裁可しなければ、この人物は政務を行うことができなくなり、辞任せざるを得ない。もつとも、天皇が幼少である場合や、特定の人物が政府のみならず宮内省など宮中中枢でも支持されている場合は、天皇が右のような行動をとれば、押し込めにあつて摂政を立てられるリスクを冒さなくてはならない。

第二に、近代天皇にとつて最も難しい問題は、天皇の責任で特定の人物を排除した後、新しい政権ができ、そのもとで円滑に政治が行われるという保証が何もないことである。

明治天皇は、自らの責任で内閣を倒したことはない(たとえば、旧自由党系閣僚が辞任した後、大隈重信首相の閣僚補充を天皇が認めず、第一次大隈内閣が倒れた際は、前もつて板垣退助・星亨ら旧自由党系と山県有朋系官僚閣から倒閣の動きがあつた)。それは、天皇は辞任することができないので、万一次の内閣ができない場合にはきわめて窮地に追いこまれることを熟知しているからである。

その明治天皇ですら、藩閥内閣が倒れた後に後継首相がなかなか決まらないために、さまざまな政治関与を行わざるを得ず悩ん

だことは、近年の研究で共通理解となっている。また明治天皇は、その際に、有力元老で陸軍の長老でもある山県有朋を関わらせることで、陸相を得る担保とした（拙著『立憲国家の確立と伊藤博文』吉川弘文館、一九九九年、同『立憲国家と日露戦争』木鐸社、二〇〇〇年）。

昭和天皇が田中首相を問責して辞任させたのは、第一の政治権力を行使しただけで、それだけでは近代天皇の権力から新しい政権ができる保証は何もないことが重要である。白川陸相の上奏内容は、陸軍首脳が一九となつて決定したものである。もし、陸軍にほとんど権力基盤を有していない昭和天皇が、白川陸相の上奏内容を直ちに裁可しなかつたら、白川陸相は当然辞表を出す。この場合、後任陸相のなり手がなく、次の内閣は成立しない。昭和天皇は結局上奏を裁可せざるをえない、という屈辱を味わうことになる。なお、拙著で述べたように、頭山満や小泉策太郎が、それぞれ中野正剛や安達謙蔵らという、民政党幹部で国粹主義者とながらを持つ人物に、第五六議會（一九二八年二月二四日～二九年三月二五日）において事件の暴露をしないようにと働きかけたので、事件の真相は議会で明るみに出なかつた（拙著、一〇八頁）。このような状況であるから、陸軍が陸相を出さず、政治が混乱しそうになつても、政友会は当然のこと、民政党も護憲運動に動く気配はない。

すなわち、田中首相を問責して辞任させただけなら、浜口雄幸・民政党内閣が成立するが、昭和天皇が陸軍まで敵に回してしまつては、次の内閣はできず、昭和天皇と牧野内大臣は窮地に陥るのである。

牧野は外相まで務めた首相クラスの政治家であり、この程度の流れは読めたはずで、万一昭和天皇がそれに気づかなければ、助言したはずである。『牧野伸顕日記』にそのようなやりとりは記されていない。未熟な昭和天皇ですら、陸軍に直接手をつける危険性に気づいていて、それは二人の共通認識となっており、田中首相を問責するか否かのみが焦点となつていたといえる。

拙著で述べたように、元老西園寺公望は、最終段階で田中首相への問責に反対した。また、田中首相が辞任して内閣が倒れると、政友会や陸軍・国粹主義者・保守主義者を中心に、海軍強硬派の将校を含め、昭和天皇と天皇を支える牧野らへの強い不信が生じた。このように、田中首相から再度の説明を聞くことを拒否するという形で、首相を辞任に追い込む行動ですら、若くて威信に欠け権力基盤を有していない天皇にとっては、強すぎたのであった。拙著で述べたように、事件の処分を発表して二、三カ月後に田中内閣が辞職するという程度で妥協ができれば、政友会・陸軍や国粹主義者の天皇不信は緩和されたように思われる。以上のように解釈するのが、ごく自然ではないだろうか。

* * *

ところで、河西氏の直接の研究対象は、第二次世界大戦後の天皇制である。そこから推定し、氏が、昭和天皇が天皇として「魔力」のような権力を持っていると誤解された二つ目の理由は、戦後の象徴天皇制においてすら、首相が昭和天皇に政務の内奏を行っているという事実を過大に捉えられたためであろう。戦後の象

徴天皇帝において、天皇の発言を利用しようとする政治家はいるが、昭和天皇が政治に直接大きな影響を及ぼした例は実証されていない。

類似したことは明治維新直後の明治天皇にもみられる。慶応四（一八六八）年四月九日に大久保利通は、大坂行幸中の明治天皇（当時一五歳）に拝謁した。これは、藩士が拝謁した最初の例であり、大久保は身に余る幸せと感激した。続いて四月一七日に木戸孝允も拝謁し、数百年来なかつたことであると感動し、この手配をした岩倉具視と三条実美に感謝した。

明治天皇は一五歳であるが、大久保や木戸から特別の敬意を払われている。しかし、それは明治天皇が政治権力を持つこととは別問題である。維新後に、明治天皇は「万機親裁」（すべてを自ら決断する）のイメージを与えられたが、三三歳の一八八五年夏になつても十分な政治権力を与えられなかつた。そのため、誤解と不満から政務放棄のサボタージュを行い、参議中の最高実力者である伊藤博文を悩ませた。明治天皇が伊藤ら藩閥有力者に信頼され、政治関与を抑制する調停君主として政治権力を本格的に持つようになるのは、明治憲法が制定される頃、年齢でいえば三五、六歳になつてからであつた。それは、伊藤らの理想とする憲法理論である君主機關説を天皇が理解してからであつた（拙著『明治天皇』ミネルヴァ書房、二〇〇六年九月、六二、二五〇～二七三頁）。

すなわち、天皇は「貴種」の最高形態として敬意を払われ尊重されるが、彼が政治に大きな影響力を持つためには、自らがこの権力行使に関し、臣下から信頼される存在にならなくてはいけな

いのであつた。

河西氏は書評の最後で、私が批判の対象としている「先行研究」（安田・増田・永井各氏の著作）と私の見解には隔たりも多く、「一朝一夕には埋められない差異も存在している。しかしながら共通点もある。各氏とも近代天皇制を絶対主義として固定的に把握することはせず、各政治過程におけるそれぞれのアクターの言動を丁寧に分析し、そうした個々の把握の積み重ねを通じて近代天皇制の特質を解明しようとしている」、「我々は、伊藤氏をはじめとする各氏が一つ一つの事象から理論立てていった姿勢を見習わなければならないであろう」と評しておられる。

河西氏が拙著を評価して下さつたのは有難いことであるが、本書と「先行研究」の本質的な違いをもう少し明確に打ち出して、その上で河西氏の評価をしていただきたかつた。それが十分に展開されなかつたのは、すでに述べたように、近代天皇が「魔力」のような政治権力を持っているとの「先行研究」の主張に、河西氏も共鳴されたからであろう。これは昭和戦前期に庶民として天皇制を体験した人々の「実感」としては正しい。

しかし、歴史学として真実を再構成しようとする場合には、その前提が実証できるものかどうか、まず疑う必要がある。また言うまでもないことだが、その実態解明に欠くことができない当局者の日記・書状・書類などの一次史料を、公刊・未公刊を問わず、できる限り多く読み、史料批判を踏まえた厳密な分析をする

ことが必要である。

ところが河西氏が言及した「先行研究」は、いずれも一〇年以内に刊行され、現在と史料利用の条件もあまり変わっていないにもかかわらず、この点に關しきわめて不十分と思われる。三年前に刊行された永井氏の研究は、「青年君主昭和天皇」を主題の中に掲げ、叙述の重なりが多いとはいえ五〇〇頁以上の大部なものである以上、少なくとも昭和天皇の踐祚から犬養内閣の崩壊までくらは、当然分析の対象とされるべきであるといえよう。しかも、「あとがき」に『牧野伸顯日記』と「倉富勇三郎日記」を用いたと特記しておられる（五一―一頁）。また、昭和天皇の踐祚から犬養内閣の崩壊まで六五ヵ月ほどあり、倉富はその間も膨大な日記を書き続けている。それにもかかわらず、永井氏は未公刊の「倉富勇三郎日記」は、田中内閣期に限って、しかもわずか数ヵ月ほどしか使用しておられない。それと同様に、浜口・第二次若槻礼次郎・犬養の三内閣期は、天皇の君主権の行使に關し田中内閣と同様に重要であるが、ほとんど分析対象とされないことも問題である。

一九九九年に刊行された増田知子『天皇制と国家』（青木書店）も、浜口内閣期のロンドン海軍軍縮条約批准問題や犬養内閣期の政治問題などに限って、「倉富勇三郎日記」を使用されている程度である。安田氏にいたっては、一九九八年に刊行された著作で、未公刊史料をほとんど使用せず、その後も自らの主張である君主権の強い天皇像を主張されるのみである。

「先行研究」が右のような史料使用の状況にあるのは、その研究を行った方々の実証への誠意や史料読解能力の問題以上に、近

代天皇が「魔力」のような政治権力を持っていたという思い込みの問題があると思われる。すなわち、「先行研究」は、史料への誠実な分析から構成されたというより、一部の史料のみを読み、思い込みに合わせて、史料を当てはめた傾向が強いといえよう。

「先行研究」のもう一つの問題は、拙著でも指摘しておいたように、昭和天皇の動向を、明治天皇以来の近代君主制の枠の中で考察しようとされていくことである。明治天皇以来の近代君主制の枠を自ら公刊・未公刊の一次史料を読み、それまでの一次史料を使った研究の成果と合わせて考察する作業は大変であるが、その姿勢なくして昭和天皇の真実は見えてこない。

最新の研究を一例のみ挙げる。永井氏は、西南戦争後に天皇親裁という建前を公文書上で保障する書式が定められたことで、「一八七九年は明治天皇が名実共に大元帥になった年であった」と主張されている（永井和「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年）。永井氏は明治天皇（近代天皇）の権力形成の解明を目指して、ここ数年精力的に国立公文書館等の公文書の様式研究を進めておられる。しかし永井氏は、明治天皇の権力行使を示す当局者の日記・書状・書類などの一次史料や、公刊されている『明治天皇紀』もあまり読んでおられないようである。

そのため、「明治天皇が名実共に大元帥となった」とされる一八七九年以降も、明治一四年（一八八一年）政変の過程で、明治天皇は情報すら十分に与えられず、最終段階で大隈重信追放の動きを了承したのみであったことや、そうした状況に不満で、一八八五年夏には政務サポータージユまでして、実力者の伊藤を困らせ

たこと等が生じている事を、永井氏は考慮にいれておられない
(前掲、拙著『明治天皇』二一六―二五五頁)。

たとえば、同じ制度の下の首相といつても、実力のある者やそうでない者が出るように、近代天皇の実権を確認するには、安易に文書様式によるのでなく、権力行使を確認するため、当局者の一次史料を検討し、一つ一つの事件の過程や結果を明らかにすることが必要であろう。

すなわち、明治天皇ですら名実共に天皇になるには、自ら学習し、円熟し臣下から信頼され、臣下との人間関係を構築するといふ過程が必要であった。明治天皇がようやくそれを達成できたのは、三五、六歳になってからである。このように、実権のある君主になることは大変なのである(前掲、拙著『明治天皇』二六一―二七三頁)。そうした明治天皇の権力の実態への認識を十分に持っておられない永井氏等は、張作霖爆殺事件の処理をめぐって、踐祚して三年半の未熟な昭和天皇であっても、もつと強い政治闘争をすべきであったと、現実離れした解釈をされるのである。

* * *

河西氏の提示された第三の疑問に話を移そう。それは、(1)「国体」問題を盛んに持ち出すようになる風潮と、立憲君主制の崩壊がどのように絡み合っているか、(2)「国体」イデオロギーが隆盛するとき、天皇ほか皇族個人のイメージはいかなるものに変容したのかということである。松尾尊兌氏が提起した(1)の「国体」問題は、政党政治の理論的背景を弱めたり、国民を国策に動員する

強制的な規範を強めたりするという意味で、立憲君主制の土台を弱めた。田中内閣の閣僚が、張作霖爆殺事件の真相を明らかにしないことで一致したのも、そうした背景に影響されている。

しかし、国民の政党政治(あるいはその前段階としての政党勢力の政治参加の拡大)への期待を天皇が最終的に理解し、承認していくことで立憲君主制の形成や展開が達成されたという拙著の観点に立つと、「国体」の問題は立憲君主制崩壊の直接の要因ではなかったといえる。天皇の動向から見た直接の原因は、牧野内大臣らの助言が不適切で、昭和天皇が張作霖爆殺事件・ロンドン海軍軍縮条約問題・満州事変勃発直後の朝鮮軍の独断越境問題などで、バランスの良い一貫した対応を取れず、その処理に失敗したことである。このため軍部に威信を確立し統制を確保することができなかつた。また、拙著Ⅱ部でも実証したように、「国体」イデオロギーの出現で天皇・皇族個人のイメージがすぐに変わつたのではない。「国体」イデオロギーはロンドン海軍軍縮条約問題以降に強まり、満州事変という準戦時体制下で、天皇には「神秘的イメージが付与されていく。しかし、それは国民動員には機能するが、昭和天皇の軍部への政治権力を強めるのに役立つなかつたのである。

また河西氏は第四に、一九二一年の裕仁皇太子外遊が立憲君主制に与えた影響について、拙著でもつと検討すべきであったと述べておられる。私は拙著で、裕仁の渡欧が彼の視野を広めたことや、渡欧中の開放的行動が皇族の「平民」化等のイメージ形成の直接のきっかけになったことを示した。しかし私は、戦後に昭和天皇が、イギリス訪問時にジョージ五世から「立憲政治の在り

方」について学んだ等と述べているのは、戦前における自らの「立憲君主」イメージを強めるための、戦後における言説にすぎないと考える。英語もできない初対面の日本の皇太子に、ジョージ五世が立ち入った政治の話をするとは思えない。なお、ヴィクトリア女王・エドワード七世・ジョージ五世と、イギリスの君主は政治関与を行ってきた。とりわけジョージ五世は、自らの好みを抑制し、調停的に政治に関わることでイギリスの政党政治を発達させてきた。これらのことは今日では歴史学の常識になっているが、当時においては、一部の当局者を除いて国王の政治関与については知られていなかった。

すなわち、新聞を読むのが好きだった裕仁は、日本にいる間から新聞を通して関心を抱いていた西欧のデモクラシーやイギリスの立憲君主制を、渡欧してみても肌で感じた。それを帰国後に新聞

等のジャーナリズムを通し、それなりに表面上は理解していったというのが実態に近いのではないか。

以上本稿では、河西氏が「先行研究」として取り上げられた諸氏の研究について、拙著で言及した以上にかなり厳しく論じた。それは河西氏のような近代天皇制研究に行きがかりがなく真面目な研究者が拙著を読んでも、近代天皇には特殊な「魔力」のような権力があって、たとえ若い天皇でも、強く出れば軍部を押さえられるとの誤解をし続けておられることに驚いたからである。このように私の論点を提示することで、河西氏が書評の労を取って下さったことに感謝すると共に、これから研究に参入する人々が、より生産的な研究を行う一助となれば幸いである。